

# (公財) 茨城県開発公社 入札説明書

## (電子入札)

(公財) 茨城県開発公社の茨城県開発公社ビル 熱源機改修工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年11月15日

2 担当課

〒310-0852 水戸市笠原町978-25

(公財) 茨城県開発公社

担当 総務課 助川聖治・本間三穂 電話 029-301-7000

施設管理課 奥野矢忠史・小徳秀幸 電話 029-301-7003

3 入札対象工事

(1) 工事名 第45-11号

茨城県開発公社ビル

熱源機更新工事

(2) 工事場所 水戸市 笠原町 地内

(3) 工事概要

熱源機改修工事

電気設備工事 1.0式

機械設備工事 1.0式

(4) 工期 令和7年6月30日まで

4 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項(平成7年茨城県告示第473号)に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設共同企業体として受けている者であること。

(3) 管工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがA等級かつ総合点数が1,000点以上の者であること。

(4) 水戸土木事務所管内に建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく主たる営業所(本店)があること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があるものであること。

(ア) 管工事について建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する

者であること。

(ウ)競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。

(エ)競争参加資格確認申請時に、建設業許可における経營業務の管理責任者でないこと。

(オ)現在、他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者にあつては、本工事の契約時に配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。

(カ)本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(以下「再生会社」という。)でないこと。(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)

(7) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(ア)「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に該当するものである。

(株)須藤設備事務所

(イ)「受託者と資本若しくは人事面において関連があるもの」とは、次に該当するものである。

上記(7)(ア)の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。又は、建設業者の代表権を有する役員が上記(7)(ア)の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

(8) 入札に参加する者が競争参加確認の申請を行う日から、開札予定日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(9) 契約締結日から1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けている者であること。

## 5 入札等の手続き

この工事の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行おうとするものは、この工事の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第13条第1項に定めるものをいう。)を取得し、かつ(公財)茨城県開発公社電子入札システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子入札システム URL : <https://www.dc-ibaraki.or.jp/nyusatsu/index.html>

資料、入札書等の提出された時点は、2の担当課において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、2の担当課に承諾願を提出することによりその承諾を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

## 6 競争参加資格の確認等

(1) この工事の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（別記様式第2号。以下「資料」という。）各1部を電子入札システムにより提出するものとする。

(ア) 電子入札システムによる申請書等の受付日時・提出先

- ・ 令和6年11月27日（水）から令和6年11月29日（金）17時必着（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

いずれも9時00分から17時00分まで

- ・ 電子ファイルの作成基準は、（公財）茨城県開発公社電子入札運用基準の規定に基づくこと。
- ・ 郵送する場合の申請書又は資料については、書面（紙媒体）に限るものとする。（イ）において同じ。）
- ・ 提出先 2の担当課に同じ。

(イ) 郵送による申請書等の受付日時・提出先（紙入札方式による入札の承諾を得た者に限る。）

- ・ 申請書及び資料の全部について、郵送（書留郵便に限る。）する場合には、あらかじめ2の担当課の承諾を得ること。
- ・ 受付期限は、令和6年11月27日（水）から令和6年11月29日（金）17時必着（休日を除く。）

いずれも9時00分から17時00分まで

- ・ 提出先 2の担当課に同じ。

(ウ) 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

(エ) 申請書、資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。

(オ) 郵送による場合の申請書は、別記様式第1号により作成すること。

(2) この工事の入札に参加するための入札前の入札参加申請手続きの審査は、21に掲げる場合を除き要しない。

電子入札システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。

競争参加資格の確認は、開札の結果、落札候補者となった者に対してのみ、競争参加資格の確認の申請日現在で行うので、落札候補者となった者は、直ちに資料の裏付けとなる以下の(ア)～(ウ)の書類（競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く）をFAX等により提出すること。なお、その結果、競争参加資格がある場合にあっても、競争参加資格確認通知書は通知しない。

(ア) 施工実績の確認に要する書類

「工事実績情報システム（CORINS）」に登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」と言う。）又は契約書（又はこれに準じたもの）の写し

\* 登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

\* 登録内容確認書は、竣工時のものに限る。（イ）において同じ。）

(イ) 配置予定技術者の資格・施工実績の確認に要する書類

- ・ 資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
- ・ 登録内容確認書又は現場代理人及び主任(監理)技術者等選(改)任通知書の写し

(ウ) 配置予定技術者との雇用関係を証する書類 (健康保険被保険者証等)

- (3) 落札候補者になり、当該競争参加資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。当該競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に総務課に書面により行わなければならない。
- (4) 受付期限までに申請書及び資料を提出しない者は、本競争入札に参加できない。
- (5) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した者を配置できないときは本競争入札に参加できない。

## 7 設計図書

- (1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

- ・ 入札情報サービス URL : <https://www.dc-ibaraki.or.jp/nyusatsu/index.html>

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。

回答及び閲覧は、電子入札システムにより行う。

- ・ 質疑受付時間

令和6年11月15日(金)から令和6年11月29日(金)

いずれも9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)

(休日を除く。)

- ・ 回答閲覧期間

令和6年11月15日(月)から令和6年12月9日(月)

いずれも9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)

(休日を除く。)

- (3) (2)によりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。

回答は、書面により行い、(公財)茨城県開発公社で閲覧に供する。

- ・ 質疑受付時間

令和6年11月15日(金)から令和6年11月29日(金)

いずれも9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)

(休日を除く。)

- ・ 書面の提出先 2の担当課に同じ

Fax 番号 029-301-7010

- ・ 回答閲覧期間

令和6年11月15日(月)から令和6年12月9日(月)

いずれも9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)

(休日を除く。)

## 8 現場説明会

実施しない。

## 9 競争入札執行（開札）の日時及び場所

(1) 日時 令和6年12月10日（火）午前10時00分から

(2) 場所 （公財）茨城県開発公社 7階応接室

電子入札のため、入札参加者の立会いは行わない。

なお、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。

## 10 予定価格

208,230,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 11 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出することとし、持参、電報又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、2の担当課の承諾を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）することができる。

(ア) 電子入札システムによる入札書の受付日時

・令和6年12月5日（木）から令和6年12月9日（月）17時必着  
（休日を除く。）

受付日時の間に2の担当課において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他の所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。

(イ) 郵便による入札の受領期限

・受領期限 令和6年12月5日（木）から令和6年12月9日（月）17時必着  
（休日を除く。）

いずれも9時00分から17時00分まで

期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

(ウ) 提出先 2の担当課に同じ

(エ) 提出書類

・ **入札書**（書面による入札（以下「紙入札」という。）の場合には、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）

・ **工事費内訳書**（様式は金抜き設計書の本工事費内訳書の様式により単価、金額等を明らかにしたものであること。）

・ **最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書**（建設業法第27条の第27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式25号の12））の写し（全ての構成員に係るもの。以下この項において同じ。）総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の10））の写し

なお、既に経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求した者であつて最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が送達されていないものにあつては、経営事項審査完了票の写しとし、経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求しない者であつて最新の経営規模等評価結果通知書が送達されていないものにあつては、経営規模等評価完了票及び経営状況分析結果通知書の写しとする。

- (ウ) 郵便による入札の提出方法（紙入札方式による入札の承諾を得た者に限る。）  
封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。
- ・ 中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の商号又は名称を表記すること。
  - ・ 表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書及び経営事項審査を受審したことを証する書面（最新のもの）の写しに加え、連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きすること。
- (カ) くじ番号  
入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」と記載して提出すること。なお、くじ番号の記載が無い場合は、札執行官が任意の3桁の数字を入力するものとする。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (3) 入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (7) 入札執行回数は、1回とする。
- (8) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、11(1)(ア)の入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。2の担当課の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。なお、期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

## 1.2 入札保証金

免除する。

### 1.3 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は、金抜き設計書の本工事費内訳書の様式に準じたものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

### 1.4 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

### 1.5 調査基準価格

設定する。

### 1.6 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年規則第69号）様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

### 1.7 支払条件

#### (1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、3割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

#### (2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

#### (3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

### 1.8 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
  - (ア) 入札について不正の行為があった場合
  - (イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
  - (ウ) 紙入札の場合で、記名押印のない場合
  - (エ) 指定の日時までには到達しない場合
  - (オ) 入札書を2通以上提出した場合
  - (カ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
  - (キ) 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合
  - (ク) 工事費内訳書の提出がない場合
- (2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (3) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。
- (5) (1)から(4)までのほか、次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
  - (ア) 電子入札の場合で、開札時点において有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合（なお、開札時点において、電子証明書が有効期限切れ等により失効する場合は、入札書の提出を行う前に、電子証明書の再取得の申請等を行ったうえで、紙入札への移行手続きを行うこと。）
  - (イ) 2の担当課の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
  - (ウ) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
  - (エ) 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

#### 1 9 落札者の決定方法等

- (1) 次の各要件に該当する者のうち入札価格が最低の者を落札者とする。
  - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
  - (イ) 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、低入札価格調査制度実施運営要領（以下「低入札要領」という）第6条第6項に規定する判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第6条第1項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、下記の期日までに提出すること。なお、低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を無効とする。
    - 受領期限 令和6年12月11日（水）から令和6年12月13日（金）
    - 17時必着（休日を除く。）
  - ・ 提出先 1の担当課に同じ。
  - 期限を過ぎて到達した各調査票は、受理しない。

提出された調査票に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者としなない。

- (2) 落札となるべき同一金額の入札をした者が二者以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく、電子くじにより落札者を決定する。落札となるべき同一金額の入札をした者が二者以上あるときは、ただちに「くじ引き」の手続きを行うので、連絡担当者は当日連絡を受けられる体制を整えておくこと。
- (3) 入札結果は、落札者決定後直ちに全ての入札参加者に対し、電子入札システムにより連絡する。
- (4) （公財）茨城県開発公社の低入札価格調査制度実施運営要領第2条に規定する調査基準価格を下回った入札を行った者は、調査に協力しなければならない。調査に協力しない場合、失格とする。

#### 2 0 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

入札公告 3 (2) に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も、6により申請書及び資料を提出することがで



きる。ただし、本競争入札に参加するためには、入札執行（開札）日の前日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

## 2.1 入札執行の中断、延期、取り止め等

- (1) 入札参加者が1者のとき、緊急を要する等やむを得ない場合を除き、この入札の執行を取り止める。
- (2) 電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に変更するものとする。

## 2.2 その他

- (1) この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること。また、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなった場合には、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書を開札日時までに提出すること。いずれの書面についても郵送（書留郵便に限る。）による場合には紙媒体を提出すること。なお、取下げ書については、緊急やむを得ないと認められる場合には、2の担当課に電話による連絡をし、押印済みの取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。
- (2) 落札者は、落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。病休、死亡、退職等極めて特別な場合の外は技術者の交替は認められない。なお、やむを得ず技術者を変更する場合は、入札公告 3(5)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (3) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (4) 電子ファイルの作成基準や紙入札での参加の基準その他電子入札システムによる入札手続については、（公財）茨城県開発公社電子入札運用基準の規定を遵守すること。  
・電子入札運用基準 URL：<https://www.dc-ibaraki.or.jp/nyusatsu/doc/kijun/kijun1.pdf>
- (5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしながら入札すること。また、契約にあたり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。